経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則の一部を改正する命令

経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則（平成二十年内閣府財務省経済産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項第二号中「第二条第六項」を「第二条第七項」に改める。

別紙様式第一号から別紙様式第四号までの様式及び別紙様式第十号中「印」を削る。

附　則

（施行期日）

1　この命令は、令和四年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この命令の施行の際現にあるこの命令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この命令による改正後の様式によるものとみなす。

3　この命令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

○内閣府・文部科学省・厚生労働省令第一号

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第十三条第二項の規定に基づき、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する命令を次のように定める。

令和四年三月三十一日

内閣総理大臣　岸田　文雄
文部科学大臣　末松　信介
厚生労働大臣　後藤　茂之

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する命令

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成二十六年内閣府文部科学省厚生労働省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後			
（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の準用） **第十三条**　児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第四条、第五条第一項、第二項及び第四項、第七条の二、第九条から第九条の三まで、第十一条（第四項ただし書を除く。）、第十四条の二、第十四条の三第一項、第三項及び第四項、第三十二条第八号、第三十二条の二（後段を除く。）並びに第三十六条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。			
読み替える児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の規定	読み替えられる字句	読み替える字句	
［略］			
第九条の三	［略］		
	入所中の児童に対し法第四十七条第一項本文の規定により親権を行う場合であつて懲戒するとき又は同条	法第四十七条	
	その児童	園児	

改正前			
（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の準用） **第十三条**　児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第四条、第五条第一項、第二項及び第四項、第七条の二、第九条から第九条の三まで、第十一条（第四項ただし書を除く。）、第十四条の二、第十四条の三第一項、第三項及び第四項、第三十二条第八号、第三十二条の二（後段を除く。）並びに第三十六条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。			
読み替える児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の規定	読み替えられる字句	読み替える字句	
［同上］			
第九条の三	［同上］		
	入所中の児童等（法第三十三条の七に規定する児童等をいう。以下この条において同じ。）に対し法第四十七条第一項本文の規定により親権を行う場合であつて懲戒するとき又は同条	法第四十七条	
	その児童等	園児	